

# 草加市地球温暖化防止活動補助金のご案内

## 1 趣 旨

草加市では、平成11年6月に「環境共生都市宣言」を行い、「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指し、環境施策を進めています。

そこで、自然エネルギー等を有効に活用し、環境への負荷の少ない生活スタイルの推進を図るため、市内で地球温暖化防止活動を行う市民の皆様に、その経費の一部を補助します。

## 2 内 容

資源の消費を抑制し、自然エネルギー等を有効利用して令和4年3月10日（木）までに購入・設置、事務手続きの全てが完了する次の活動を地球温暖化防止活動として位置づけ、補助金を交付します。

補 助 対 象	補 助 金 額
太陽光発電システムの設置（ <u>設備出力1kW以上</u> ）	一律 7万円
太陽熱利用給湯器の購入	一律 2万円
地中熱利用給湯器の購入	一律 2万円
燃料電池給湯器の購入	一律 2万円
HEMSの購入	一律 1万円
家庭用蓄電池の購入	一律 2万円
雨水貯留施設の設置	設置費用の1/2で 限度額1万円
次世代自動車の購入	一律 2万円

## 3 補助対象者及び補助要件

1 補助金申請時に市税を滞納していない方。

（完納のみ。延滞金が未納である方や分納は不可とします。）

2 実績報告書の提出時に、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている方。

3 過去に同じ設備で交付を受けていない方。

4 1ヶ月用エコライフチェックシートを実績報告時まで提出すること。

5 購入・設置工事前に申請すること（補助金交付決定通知を受領後に着工してください）。

## 4 申込受付

令和4年1月31日（月）までを申込受付期間とします。重複申請も可能です。

なお、申込が予算に達した時点で締め切ります。

**草加市 市民生活部 環境課**

〒340-8550 草加市高砂1-1-1 西棟4階

TEL 048-922-1519 FAX 048-922-1030

E-mail: kankyoka@city.soka.saitama.jp

# 補助金の交付申請手続き

① **購入・設置工事をする前**に補助金交付申請書を提出してください。

※ 環境課窓口へ持参してください。（郵送不可、代理可です。）

補助対象	申請時期	添付書類
・ 太陽光発電システムの設置	設置前（工事前）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内図（住宅地図等）</li> <li>・ 設置見取り図（注1）</li> <li>・ 見積書の写し（注2）</li> <li>・ カタログ等の写し（注3）</li> <li>・ 電力受給契約確認書類（太陽光のみ）（注4）</li> <li>・ その他（注5）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽熱利用給湯器の購入</li> <li>・ 地中熱利用給湯器の購入</li> <li>・ 燃料電池給湯器の購入</li> <li>・ HEMSの購入</li> <li>・ 家庭用蓄電池の購入</li> <li>・ 雨水貯留施設の設置</li> </ul>	購入前（工事前）	
・ 次世代自動車の購入	購入前 （自動車の登録前）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積書の写し（注2）</li> <li>・ カタログ等の写し（注3）</li> </ul>

注1 太陽光発電システムの設置をする場合、太陽電池モジュール及びパワコンの設置見取り図とともに、それぞれの機種の内容がわかるものを添付してください。

注2 見積書を提出することが困難な場合は、次のものに代えることができます。

(1) 契約書（経費の内訳の分かるもの）

(2) 購入する製品名（機種名・品番）、金額及び設置費の表示がされた書類

注3 **カタログ等の写しは、設備・機器の仕様等が判別できるページを添付してください。**

注4 **「電力受給契約申込書兼系統連系申込書」又は「接続契約のご案内」を添付してください。**

注5 申請時に市外に居住している方は、現在居住地等の市税の納税証明書（直近のもの）を添付してください。（市内居住者は提出不要です。）

② 市で申請内容を審査し、補助要件に合致した場合、補助金交付決定を行います。

※ 受付後、審査に概ね 14日（閉庁日は計算しません） の日数を要します。購入・工事着工日が決まっている場合は、3週間程度の余裕をもって申請してください。

③ 補助金交付決定通知を受け取った後に、購入・設置工事開始となります。

④ **購入・工事完成後**、実績報告書を 速やかに 環境課窓口へ提出します。

実績報告書の提出は、令和4年3月10日（木） まで受付します。

※ 代理可、書類に不備がない場合は郵送も可です。

補助対象	添付書類
・ 太陽光発電システムの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書の写し又は <b>支払が明確である書類</b>（注6）</li> <li>・ 設置状況の写真（太陽電池モジュールの設置状況がわかる写真とパワコンの写真は必須です。）</li> <li>・ 接続契約のご案内（申請時提出済みで、その後変更がない場合は不要です。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽熱利用給湯器の購入</li> <li>・ 地中熱利用給湯器の購入</li> <li>・ 燃料電池給湯器の購入</li> <li>・ HEMSの購入</li> <li>・ 家庭用蓄電池の購入</li> <li>・ 雨水貯留施設の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書の写し又は <b>支払が明確である書類</b>（注6）</li> <li>・ 設置状況の写真 （設置場所と機種等が判別できる写真を添付してください。）</li> </ul>
・ 次世代自動車の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書の写し又は <b>支払が明確である書類</b>（注6）</li> <li>・ 車両の写真 （ナンバープレートと車種と車名が判別できるもの）</li> <li>・ 自動車検査証の写し</li> </ul>

注 6 領収書は**支出額が確認できるもの**を添付してください。新築等で一括発注する場合は、当該機器等のみの領収書又は入金証明書等を添付してください。また、支払いが明確である書類は、**販売証明書**等とします。

**1ヶ月用エコライフチェックシート（含アンケート）**未提出の方は、併せて提出してください。

- ⑤ 市で審査の上、審査要件に合致すれば補助金交付額の確定を行い、通知します。
- ⑥ 交付額確定通知の受け取り後、速やかに**補助金請求書**を環境課窓口へ提出します。

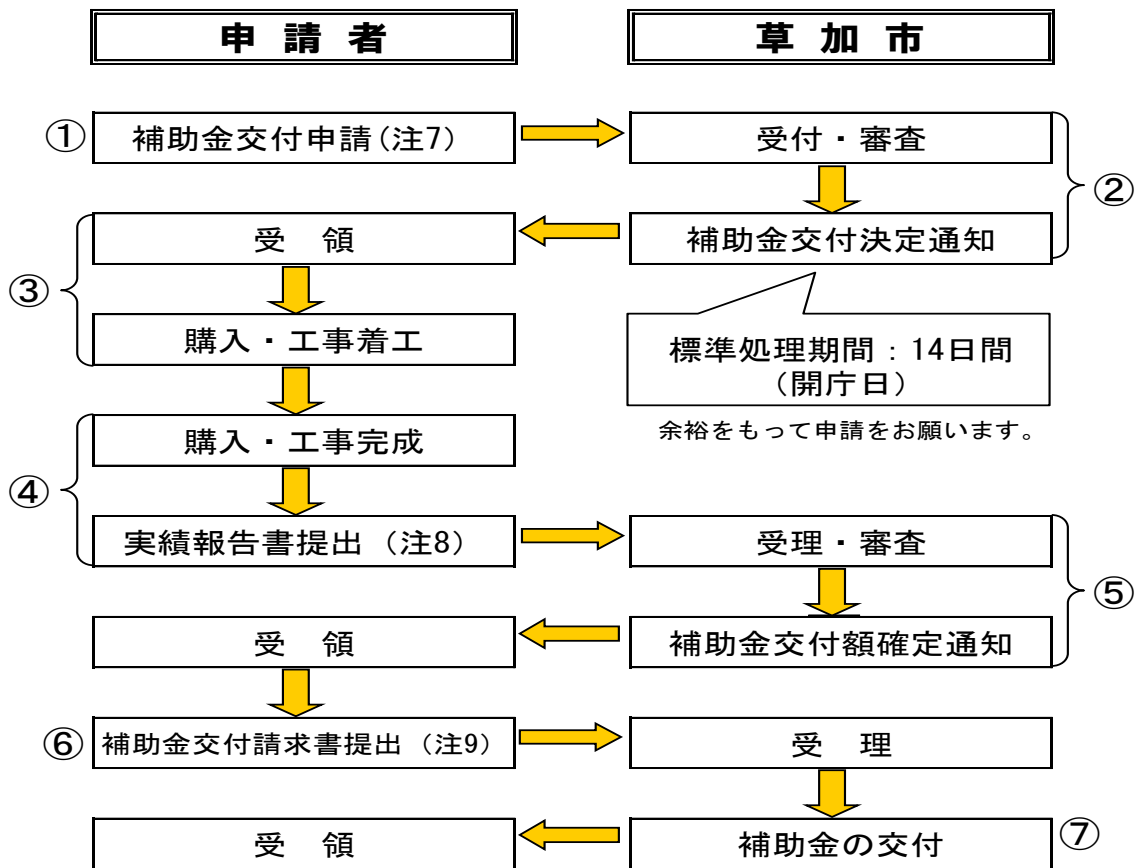
**申請者の押印は必須です。** ※ 代理可、書類に不備がない場合は郵送も可です。

- ⑦ 補助金を交付します。（口座振込）

【申請を代理で行っている方へ】

補助金交付決定通知・補助金交付額確定通知は、それぞれ申請者へ送付します。必要な場合は申請者に確認してください。

## ◀ 手 続 き フ ロ ー ▶



注7 補助金交付申請は窓口のみです。（**郵送不可**、代理可です。）

市税の納付について、コンビニエンスストアなどによる納付は確認に時間を要することがあります。そのため、納付済であっても未納扱いとなってしまう場合がありますので、納付後14日以上経過してから申請することをお勧めします。

また、申請書提出後、納期限が間近な市税については、審査時に納期限が経過し、未納扱いとなってしまう場合がありますので予め納付後申請をお願いします。

なお、納付後14日未満の場合は、**領収証書の写しを申請書に添付**してください。

注8 実績報告書の提出は、代理可です。また、書類に不備がない場合は郵送も可能です。

**1ヶ月用エコライフチェックシート（含アンケート）は、申請後、速やかに取り組んでいただき、原則として実績報告書提出時まで提出してください。**

**※提出がない場合は、補助金の交付ができません。**

注9 補助金交付請求書は、補助金交付額確定通知に同封します。受領後、速やかに提出してください。なお、郵送も可です。**（補助金交付請求書には、申請者の押印が必須です。）**

# 補助対象

令和4年3月10日までに購入・設置、手続きが完了する、以下の地球温暖化防止活動

## ■太陽光発電システムの設置（全量売電の場合は対象外となります。）

市内の自ら居住若しくは居住する予定の住宅に太陽光発電システムを設置し（住宅の新築に合わせた太陽光発電システムの設置を含む。）、自ら電力会社と受給契約を結ぶ活動が対象となります。

## ■太陽熱利用給湯器の購入

太陽熱を利用した給湯器を購入し、継続して使用する活動が対象となります。

## ■地中熱利用給湯器の購入

地中熱を利用した給湯器を購入し、継続して使用する活動が対象となります。

## ■燃料電池給湯器の購入

燃料電池給湯器を購入し、継続して使用する活動が対象となります。

例）家庭用燃料電池（エネファーム）

## ■HEMSの購入

HEMS機器を購入し、継続して使用する活動が対象となります。

※HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）とは：住宅のエアコンや給湯器や太陽光発電システムや燃料電池などの機器等をネットワーク化して居住者の快適性やエネルギー使用量の削減を目的にエネルギーを管理するもの。

## ■家庭用蓄電池の購入

家庭用蓄電池を購入し、継続して使用する活動が対象となります。

## ■雨水貯留施設の設置

・市販されている雨水貯留施設、ドラム缶等を利用した雨水貯留施設（給排水設備を備えたもの。）

・公共下水道の利用により不要となる浄化槽を雨水貯留用に改造した雨水貯留施設で、溜まった雨水を利用するための設備を設置し、雨水を継続して有効利用する活動が対象となります。

・交付額は、1,000円未満切り捨てです。

・補助対象経費は消費税を除くものとします。

## ■次世代自動車の購入

新車で、電気自動車（内燃機関を用いないもの）、燃料電池自動車、プラグインハイブリット自動車を購入し、継続して使用することが対象となります。中古車や改造車は対象となりません。

◎ 交付対象となる活動については、自ら居住の用に供する住宅に設置するものや自ら使用するものを対象とし、店舗や事業等で使用するものは対象になりません。

◎ 既に設置等が済んでいる住宅等の購入については対象になりません。

エンジョイ！ エコライフ 

私たちは地球温暖化を防止するため、日常生活の中で省エネルギー、省資源化やリサイクルなど、身近なことから取り組むことが重要になっています。そこで、市民の皆様が「環境にやさしい生活」（エコライフ）に簡単に取り組めるよう、エコライフチェックシートを作成しました。

エコライフチェックシートは、市役所環境課窓口で配布、又は草加市ホームページ（<http://www.city.soka.saitama.jp>）で入手できます。

